

季節労働者調査記録 其の六

—建設業界でもディーセント・ワークの実現を—

川村 雅則

労働条件・労働環境の整備を

ILOの音頭のもとで、ディーセント・ワーク運動が世界的に進みつつある。働ければなんでもよいというわけでは決してない。俗に3K職場といわれる建設産業においても、労働条件・労働環境の整備が急がれる。

ところが実際には、例えば、労働条件の明示・適切な労働契約の締結という点では、雇い入れ通知書をもっているのは、男性全体の44.9%に過ぎなかった（図表10のa）。

現場までの移動を含む一日の仕事時間も非常に長い（同b）。「11時間台」をピークに（34.6%）、長時間労働が少なくない。「毎日の仕事がつライ・休日が少ない・カラダがもたない」という訴えが、まだ若い労働者からのヒアリングで続いたのが強く印象に残っている。しかも、車両の洗浄など現場以外での作業時間や現場までの移動時間にはなんらの手当もつかないという。

そして、建退共制度など退職金をめぐる問題である。

すなわち、職場・会社の移動が少なくない建

図表10 雇い入れ通知書の受け取り状況及び出宅から帰宅までの時間

		単位：%
		n=1,198
a. 雇い入れ通知書の受け取り状況	もらった	44.9
	もらわなかった	43.5
	わからない	11.6
		n=1,215
b. 出宅から帰宅までの時間	10時間未満	6.6
	10時間台	22.1
	11時間台	34.6
	12時間台	21.6
	13時間台	10.0
	14時間以上	5.0

設労働者のためにつくられたすぐれたこの制度も、手帳を労働者がしっかり自分で持つか、会社に預けていたとしても証紙の貼付状況が確認できる状況がなければなるまい。

ところが、実際には、手帳を会社に預けたままにしていたり、あるいは、そもそも加入していないものが少なくない（図表11のa）。また、証紙の添付状況についても、「わからない」が45.3%と最多を占めている（同b）。制度の周知と履行が必要である。

図表11 建退共等の手帳の有無及び証紙の貼付状況

		単位：%
		n=972
a. 建退共手帳の有無、退職金に関する状況	自分で持っているが、会社では証紙を貼ってもらっていない	7.0
	夏場は会社に預けて、離職のときに返してもらっている	8.5
	会社に預けたままにしてある	45.5
	どちらにも加入していないし退職金はでない	24.1
	どちらにも加入していないが、中退共や、それ以外の独自の退職金	1.3
	わからない	13.6
		n=574
b. 証紙の貼付状況	公共の仕事の分も民間の仕事の分もすべて貼られている	24.0
	公共の仕事の分だけはすべて貼られている	17.6
	公共の仕事のうちの一部の分だけ貼られている	7.3
	まったく貼られていない	5.7
	わからない	45.3

注：対象は「建設業」で働く男性に限定。

以上のこととも関連するが、労働法制、労働者の権利について学ぶ機会が必要ではないか。かつての技能講習ではそういったこともちゃんと教えてもらったが、いまの若い労働者はまったく知らない、との、高齢の季節労働者からの話も印象的だ。

賃金規制をどう図っていくか

賃金をめぐる問題をみていこう。

季節労働者の基本日額は低い（図表12の a）。平均値で9,560円である。年齢や職種で違いがあり、例えば40,50歳代ではその額は1万円前後に及んでいる。あるいは、大工の金額は11,751円と高めである。

だが、先にみたように、年間の就労日数が十分に確保できないという事情も重なり、どの年齢層でも、年間の賃金総収入は低い（同 b）。全体の半数が200万円未満で、「40歳未満」から「50歳代」に限っても（つまり、60歳以上を除いてみても）、その割合は4割前後を占めている。

図表12 今年の基本日額（平均値）及び昨年の年間賃金収入（税込み）

単位：円，%

	男性 全体 n=1150	年齢別				
		40歳未満 n=124	40歳代 n=147	50歳代 n=357	60～64歳 n=303	65歳以上 n=217
a. 今年の基本日額（平均値）	9,560	9,360	10,070	9,941	9,505	8,780
	n=1191	n=136	n=151	n=367	n=311	n=223
b. 昨年の年間の賃金収入 200万円未満	52.0	41.9	39.7	41.1	55.9	78.0
同、250万円未満	74.3	64.7	64.2	66.5	78.8	93.3

注：bの「250万円未満」は「200万円未満」を含む値。

貯蓄現在高も「なし」が43.0%を占め、現在の暮らしは、「大変苦しい」38.8%と「やや苦しい」39.0%で全体の約8割を占めている。

賃金の規制・適正化をどう図っていくかが課題である。

この点に関しては、公契約条例の制定に向けた運動が急速に進んでいることがまず注目される。あるいは、仮に条例制定まで一気にいかずとも、価格一辺倒の入札（価格入札）から、公正な労働基準や福祉・環境などの視点を盛り込んだ政策入札への流れがひろがっていることも注目される。

下請事業者との間の契約の公正化や賃金水準

の確保を事業者（公共事業受注者）に求める「函館方式」などすぐれた実践の掘り起こしと普及作業が求められている。

同時に、年々下落する賃金実態をベースにして設定され、しかも設定金額の遵守が義務付けられているわけではないためにまた賃金が下落し、という悪循環が続いている、公共工事設計労務単価をめぐる問題（図表13）についても改善が必要である。

なお、公契約条例など事業の発注のあり方と関わって、分離・分割発注を求める声が過去の中小建設事業者調査で強くみられたことも一言述べておく。

図表13 北海道における、主な職種の公共工事設計労務単価の推移

単位：円，%

	1997年度	2011年度	2011/1997
特殊作業員	19,700	13,400	68.0
普通作業員	15,900	10,700	67.3
軽作業員	12,500	9,000	72.0
とび工	19,700	13,200	67.0
鉄筋工	21,100	13,100	62.1
運転手（特殊）	20,200	13,300	65.8
運転手（一般）	17,300	11,200	64.7
型枠工	21,700	12,800	59.0
大工	21,200	13,400	63.2
左官	20,300	14,000	69.0

出所：2011年度は国土交通省、1997年度は建設・農水・運輸三省協議会。

「雇用保険からの排除」も視野にいれた取組みを

最後に、わが国の社会保障・セーフティネットをめぐる問題、すなわち、負担能力が低いものほど重い負担が課せられ、その一方で給付水準・内容は乏しいという問題をみていく。

ここで、雇用保険に関連してひとつ先に述べておきたいのは、たしかに、今回の調査に回答したものでは、多く（約8割）が雇用保険に加入できていた。

だが、労働市場全体をみると（図表14）、建設の労働市場（雇用保険）からはじかれるケースが急増している。私たちがアンケートでみて

きたのは、あくまでも、仕事に就くことができたものであって、その周辺に存在する、雇用保険に未加入であるものや就労機会を失ったものへのアプローチが必要であること、つまり、季節雇用問題とはそこまでを視野に入れる必要があることをさきに強調しておきたい。

図表14 建設業及び全産業における、一般／短期別雇用保険被保険者数の推移（10月値）

単位：人、%

年度	建設業		全産業	
	一般	短期	一般	短期
2004	110,532	93,690	1,155,060	144,663
2010	100,259	55,451	1,377,012	94,326
2010/2004	90.7	59.2	119.2	65.2

出所：厚生労働省北海道労働局「職業安定業務統計」資料より作成。

「社会保険制度からの排除」をどう改善するか

その上で、社会保険（年金保険、医療保険）をめぐる問題を確認する。

年金保険については、「一切入っていない」も17.2%と少なからずみられる（図表15のa）ことに加え、保険をかけていても、保険料を免除あるいは滞納しているケースが少なくない（同b）。

しかも、季節労働者の年金受給額は少ない。すでに受給しているものに限定して月額を尋ねると、「5万円未満」34.8%、「～10万円未満」36.7%で全体の7割を占め、年金だけで生活す

るには十分な金額とはいえない。

次に医療保険については、保険の種類は「年間を通じて市町村国保」が半数（48.6%）を占め、社会保険加入者は多数派ではない（「夏場は社会保険で冬は任意継続」13.5%、「夏場は社会保険で冬は国民健康保険」9.3%等）。

しかも、年間を通じて市町村国保加入者を対象に保険料の滞納状況を尋ねたところ（同c）、「滞納している」が男性全体で29.6%に達し、40歳代、50歳代では4割前後（42.2%、37.1%）にまで増加している。

ところで、負担の重きゆえに、いわゆる社会保険（厚生年金、協会けんぽ）に未加入である、という事業者がヒアリングで続いた。いや、「支払えるはずがない」と開き直られもして、なるほど、この種の問題は業界では珍しくないのだなと肌で感じた。

当然、社会保険の加入は促進していかなければならない。ただ同時に、受発注単価の適正化、あるいは、すでに研究所でも提案しているとおり、保険料（事業主負担分の費用）を確実に捻出することができるよう、下請事業者に対してその分は別立てで納められるようにする必要がある（図表16）¹。

そうした手立てをとらずに保険加入を強行すれば、中小の建設業者を経営難に、あるいは労働者の一人親方化に追い込むことが危惧される。

なお、セーフティネットをどう整備していくかは国の制度に関わる大きな課題だが、生活相談を通じて、例えば、保険料の減免措置など、現行でも「使える」制度につなげていく、そんな地域の取り組みも必要ではないか。

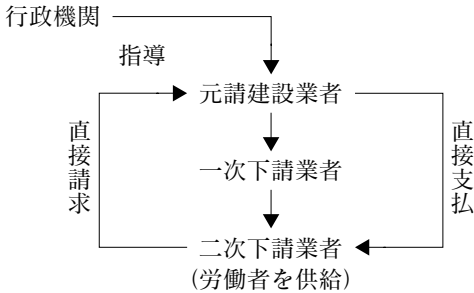
図表15 公的年金の受給状況、年金保険料の支払い状況及び国保保険料の滞納状況

単位：%

	男性全体 n=1225	年齢別				
		40歳未満 n=133	40歳代 n=162	50歳代 n=378	60～64歳 n=300	65歳以上 n=249
a. 公的年金の受給状況	受給している	31.4	0.6	0.8	55.3	85.5
	年金をまだかけている	51.3	83.5	73.5	79.9	29.7
	公的年金は一切入っていない	17.2	16.5	25.9	19.3	15.0
	n=613	n=111	n=118	n=299	n=80	
b. 年金保険料の支払い状況	毎月支払っている	64.8	67.6	57.6	62.2	78.8
	一部免除されている	15.0	9.9	17.8	17.4	10.0
	全部免除されている	7.7	9.0	9.3	8.4	1.3
	滞納している	12.6	13.5	15.3	12.0	10.0
	n=564	n=48	n=64	n=159	n=143	n=148
c. 国保保険料の滞納状況	滞納している	29.6	33.3	42.2	37.1	30.8
	していない	70.4	66.7	57.8	62.9	69.2

注：cは「年間を通じて市町村の国民健康保険」に加入している男性に限定。

図表16 保険料（事業主負担分）の確保のために求められる施策



出所：建設政策研究所（2008）より。

センター活動の着実な前進を

今回、アンケートはもちろんのこと、これだけ大規模なヒアリングを経験する中で、問題の深刻さをあらためて体感すると同時に、みえていなかったものを一定程度「可視化」させることができたのではないかと振り返っている。

例えば、最後のセーフティネットといわれる生活保護についても、今回も、受給を希望するものだけで、14.9%を占めていた。加えて、ヒアリングの中でも、すでに行政機関に相談したものの、親族を頼るよう指導されたり、住居やクルマを保有しているからと申請を断念させられているケースに遭遇した。あるいは、病気・ケガで来年の見通しがたたない、長期間求職中だが仕事が見つからない、精神的に追いつめられている、多額の借金を抱えている、障がいがあつて親が死去したら家を立ち退かなければならない、など、ヒアリングというよりは、これからどうしたらよいかという、いわば多岐にわたる生活相談が続いた。事態はそれだけ深刻なのだ。

そのことをあらためて確認して、センター活動の着実な前進につなげたいと考えている。

労働者ヒアリング事例

UTさん／型枠大工／40歳代：年々仕事の量が減って20人いた従業員もいまは5人。ピークで1万4,500円はあった日給も9千円から9千500円までカット。冬に仕事がない代わりに夏は6時前に家を出て帰りは21時。労働時間が長いのが一番の不満。労災で足を複雑骨折した影響で夏でも足が冷たくなる。40歳を過ぎて将来のこともあるので、忙しい合間をぬってハローワークで仕事を探している。

ETさん／建設機械運転者／30歳代：子どもが3人。一番上の子でまだ保育園通い。これからお金がかかる。日給は1万2千円。車両の準備と洗浄作業があるので、仕事は朝早く夜は遅い。冬場は自分でアルバイトをさがして働く。それでも年収は300万円強。妻は子どもの世話で働けない。

GQさん／建設機械運転者／50歳代：株式会社で従業員は30,40人。約15年勤務。労働条件がここ数年でどんどん悪化。日額1万円ちょっとまで減額された給与や社会保険未加入など、いろいろ不満があるが、中でも、労働時間の長いのがきつい。朝は平均でも5,6時台に家を出る。現場が遠いときは4時。それでも仕事の終わるのは遅く、結果、睡眠時間を削る。基本的に休みは日曜のみで、仕事以外に何もできない生活。休みが欲しいというのが切実な願い。

NKさん／土工／50歳代：高校を中退。自衛隊、建設会社、運送会社、警備会社、セールス関係など仕事はいろいろ経験。転職の理由は、会社が倒産したり、給料が未払いだったり、当初に提示されていたのと労働条件が異なるなど。40歳代からは季節雇用が多くなり、トータルすれば15,16年は季節雇用。腰椎分離症や、肩の脱臼の後遺症で仕事に制約が出て、同じところに長く勤められない。資格などは特にない。日給7,500円。年収は200万円ちょっと。国民健康保険は滞納で、国民年金もかけていない。20,30万円の督促はとて払えない。いま生活するのでせいっぱい。

INさん／造園工／60歳代：自営業を経験した後、内装工として15年働く。正社員だが社会保険や退職金はなかった。精密作業で視力が低下し、それ以上の勤務ができなくなり退職。季節雇いで造園工として働き始める。勤めて8年目になるが、内装工時代に重い材料をもって階段の上り下りを繰り返したことで、膝が悪化。手術を受ければ仕事ができなくなるからと先延ばしにしてきたが、放置できなくなり、年明けに外科手術を受ける予定。結果次第で来年働き続けられるかどうかが決まる。

1 その仕組みの詳細は、建設政策研究所『建設労働者の賃金の抜本的改善のために』2008年を参照。